

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第27号）…………… 2
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第28号）…………… 2

公 平 委 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 2

告 示

- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取消しについて（第149号）…………… 3
- 出納員および現金取扱員への委任等について（第150号）… 3
- 指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第151号）…………… 3
- 指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第152号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第153号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第154号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第155号）…………… 4
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第156号）… 4
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第157号）…………… 4
- 平成29年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第158号）…………… 5
- 平成28年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第159号）…………… 5
- 平成29年5月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第160号）…………… 5
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第161号）…………… 6
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第162号）…………… 6
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第163号）…………… 7
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第164号）…………… 7
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止に

- ついて（第165号）…………… 7
- 指定管理者の告示事項の変更について（第166号）…………… 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第167号）…………… 7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第168号）… 7
- 道路の区域変更および供用開始について（第169号）…………… 8
- 平成29年の特定計量器定期検査の実施について（第170号）…………… 8
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第171号）… 8

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第8号）…………… 9
- 教育委員会定例会の招集について（第9号）…………… 9

農 委 告 示

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第5号）…………… 9

監 査 委 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第1号）…………… 9

上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第16号）…………… 9
- 秋田市指定給水装置工事事業者の指定について（第17号）… 9
- 秋田市指定排水設備工事事業者の指定について（第18号）… 9

消 防 本 部 告 示

- 指定催しの指定について（第1号）……………10
- 指定催しの指定について（第2号）……………10
- 指定催しの指定について（第3号）……………10

公 告

- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………10
- 差押財産の公売について……………10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………11
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………11
- 建築基準法による道路の指定の廃止について……………12
- 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日について……………12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………13
- 農用地利用集積計画の策定について……………13

選 管 公 告

○平成28年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について
.....13

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 5 月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成28年12月」を「平成29年12月」に改める。

附則第6項中「平成29年4月30日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第6項の規定は、同日以後に支給する特別職の職員の給料月額について適用する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 5 月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年12月」を「平成29年12月」に改める。

附則第5項中「平成29年4月30日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例附則第5項の規定は、同日以後に支給する教育長の給料月額について適用する。

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月15日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規

則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

工事検査室	を
室長 参事 副参事	
新庁舎建設室	
室長 参事 副参事	を
番号制度推進室	
室長 参事 副参事	に、

工事検査室	を
室長 参事 副参事	

動物園	を
事務長 参事 副参事	
秋田城跡歴史資料館	
事務長 副参事	に、
千秋美術館	
事務長 参事	を

動物園	に、
事務長 副参事	
秋田城跡歴史資料館	
事務長	を
千秋美術館	
事務長 参事 副参事	を

駅東サービスセンター	を
所長 副参事	
男女共生・女性会議推進室	
室長 副参事	に、
連絡所	
岩見三内連絡所	を

駅東サービスセンター	に、
所長 副参事	

食肉衛生検査所	を
所長 参事	

食肉衛生検査所	に、
所長 副参事	

秋田駅東地区土地区画整理工事事務所	を
所長 参事	

秋田駅東地区土地区画整理工事事務所	に改
所長 副参事	

め、同表教育委員会の項事務局の項中「教育長 事務局長」を「事務局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第149号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の 6 第 1 項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定の取消しをしたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 5 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

1 名称

芝野河川敷運動広場

2 所在地

秋田市雄和芝野新田字中台地内

3 収容人数

1,500人

秋田市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成29年 5 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務および市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓および旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務、図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入および寄附金の収納に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、および図録頒布収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
生活総務課	地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。公衆電話使用料の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。複写機使用料等の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
子ども総務課	母子父子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設負担金、母子生活支援施設負担金および児童扶養手当の返還金の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
教委・総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費の収納に関する事務
中央図書館明德館	中央図書館明德館の公衆電話利用料、複写機利用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料の収納に関する事務

秋田市告示第151号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項、第115条の 2 第 1 項および第115条の12第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指

定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

平成29年 5 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人新秋 会	認知症対 応型デイ サービス ひなた	秋田市土崎 港中央四丁 目 4 番16号	平成29年 5 月 1 日	認知症対応 型通所介護、 介護予防認 知症対応型 通所介護
株式会社 プライム ハウス	デイサー ビスきた えるーむ 秋田土崎	秋田市土崎 港相染町字 大谷地36番 地118	平成29年 5 月 1 日	地域密着型 通所介護、 介護予防通 所介護
社会福祉 法人正和 会	地域密着 型介護老 人福祉施 設ケアコ ンプレッ クス寺内	秋田市寺内 字三千刈47 番地 2	平成29年 5 月 1 日	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護

秋田市告示第152号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 5 第 2 項および第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

平成29年 5 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
グローバ ルライフ ケア株式 会社	早稲田イ ーライフ 中通	秋田市中通 四丁目 3 番 11号	平成29年 4 月25日	地域密着型 通所介護、 介護予防通 所介護

秋田市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 5 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
飯島松園町内会
- 2 認可年月日
平成11年 5 月31日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 嵯 峨 念 春
秋田市飯島道東二丁目20番27号
変更後 草 薨 光
秋田市飯島道東二丁目21番19号
- 4 変更年月日
平成29年 4 月16日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 5 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
飯島サンパーク町内会
- 2 認可年月日
平成21年11月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 藤 井 武 光
秋田市飯島新町二丁目10番27号
変更後 齊 藤 孝 次
秋田市飯島新町一丁目 9 番37号
- 4 変更年月日
平成29年 4 月16日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 5 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
土崎將軍野四区町内会
- 2 認可年月日
平成28年 3 月 8 日
- 3 変更があった事項およびその内容
主たる事務所
変更前 秋田市土崎港北四丁目 5 番27号
変更後 秋田市土崎港北一丁目 6 番39号
- 4 変更年月日
平成29年 4 月22日
- 5 変更の理由
町内会館無償譲渡に伴う事務所所在地変更のため

秋田市告示第156号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年 5 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市東通明田13番16号
氏名 藤 島 純 也
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市手形田中10番16号
- 3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田高校前店

秋田市告示第157号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 5 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8 台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成29年 4 月 2 日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成29年 5 月26日から同年11月26日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条 第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第158号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰 越 金		千円 700,000	千円 7,790	千円 707,790
	1 繰越金	700,000	7,790	707,790
21 諸 収 入		7,502,756	16,603	7,519,359
	5 雑入	1,128,825	16,603	1,145,428
22 市 債		10,677,300	15,400	10,692,700

受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 5 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙「平成29年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり

2 送達する書類

平成29年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第159号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 5 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成28年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第160号

平成29年 5 月10日の「平成29年 5 月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成29年 5 月15日

秋田市長 穂 積 志

平成29年度秋田市一般会計補正予算（第 1 号）

平成29年度秋田市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,959,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第 2 条 市債の変更は、「第 2 表 市債補正」による。

	1 市債	10,677,300	15,400	10,692,700
歳 入	合 計	125,920,000	39,793	125,959,793

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 16,517,708	千円 39,793	千円 16,557,501
	1 総務管理費	14,728,967	39,793	14,768,760
歳 出	合 計	125,920,000	39,793	125,959,793

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	1,996,000	15,400	2,011,400			
計	10,677,300	15,400	10,692,700			

秋田市告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 5 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
地域密着型介護老人福祉施設ケアコンプレックス寺内	秋田市寺内字三千刈47番地2	平成29年 5月1日
認知症対応型デイサービスひなた	秋田市土崎港中央四丁目4番16号	平成29年 5月1日
デイサービスきたえるーむ秋田土崎	秋田市土崎港相染町字大谷地36番地118	平成29年 5月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
早稲田イーライフ中通	秋田市中通四丁目3番11号	平成29年 4月25日

秋田市告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 5 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
旭川スタ薬局	秋田市新藤田字大所38番地25	平成29年 4月1日
さくらのもり歯科医院	秋田市桜二丁目25番3号	平成29年 5月1日

2 休止

事業所名称	所 在 地	休 止 年月日
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	平成29年 6月5日

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
旭川スタ薬局	秋田市新藤田字大所38番地25	平成29年 3月31日
登町薬局	秋田市檜山登町8番17号	平成29年 1月4日

秋田市告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 5 月16日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
高 橋 秀 平	株式会社き ららホール ディングス きらら訪問 マッサージ	秋田市御所野元 町三丁目2番4 号eー環境秋田 ビル703号	平成29年 5月1日
岸 美 幸	株式会社き ららホール ディングス きらら訪問 マッサージ	秋田市御所野元 町三丁目2番4 号eー環境秋田 ビル703号	平成29年 5月1日
牧 野 道 子	株式会社き ららホール ディングス きらら訪問 マッサージ	秋田市御所野元 町三丁目2番4 号eー環境秋田 ビル703号	平成29年 5月1日

秋田市告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年 5 月16日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機関名	医療機関 住 所	開設者名	指 定 年月日
208	旭川スダ 薬局	秋田市新 藤田字大 所38番地 25	株式会社至誠堂下 山薬局本店 代表取締役 下 山 誠	平成29年 5月1日

秋田市告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第4号の規定により告示する。

平成29年 5 月16日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機関名	医療機関 住 所	開設者名	指定廃止 年 月 日
119	旭川スダ 薬局	秋田市新 藤田字大 所38番地 25	有限会社アールア ンドケー 代表取締役 須 田 良 三	平成29年 3月31日

秋田市告示第166号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 5 月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市河辺市民サービスセンター
- 2 指定管理者
河辺の郷自治協議会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成28年 3 月23日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 備 後 正 義
変更後 早 川 晴 耕
- 5 変更年月日
平成29年 4 月30日
- 6 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第167号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 5 月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第168号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年 5 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市川尻みよし町1番29号
名称 有限会社あいわ商店
氏名 代表取締役 平 野 玲
- 2 売りさばき所の所在地

秋田市土崎港中央五丁目 3 番 2 号
3 売りさばき所の名称
ローソン秋田土崎港中央五丁目店

秋田市告示第169号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の

規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。
平成29年 5 月26日
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路 線 名	起 終 点 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
90488	旧	キャンパスタウン 6 号線	秋田市下新城中野字街道端西241番 5 地先 秋田市下新城中野字街道端西241番531地先	294.80	13.00 ～ 28.50
	新	キャンパスタウン 6 号線	秋田市下新城中野字街道端西241番 5 地先 秋田市下新城中野字街道端西233番42地先	811.50	13.00 ～ 28.50

2 区域変更および供用開始の期日
平成29年 5 月26日
3 縦覧期間
平成29年 5 月26日から同年 6 月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第170号
計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定に基づき、平成29年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第 2 項の規定により告示する。
平成29年 5 月29日
秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
泉	7 月 6 日	木	10時00分～11時30分	泉地区コミュニティセンター
保戸野	7 月 6 日	木	13時30分～15時00分	保戸野地区コミュニティセンター
東通・横森・桜	7 月 7 日	金	10時00分～11時30分	東地区コミュニティセンター
千秋・手形	7 月 7 日	金	13時30分～15時00分	明德地区コミュニティセンター
牛島・卸町	7 月10日	月	10時00分～11時30分	檜山地区コミュニティセンター
檜山・南通	7 月10日	月	13時00分～15時00分	檜山地区コミュニティセンター
中通・高陽	7 月11日	火	10時00分～15時00分	秋田市計量検査所
旭南・茨島	7 月12日	水	10時00分～15時00分	秋田市計量検査所
山王・旭北・大町	7 月13日	木	10時00分～15時00分	秋田市計量検査所
川尻・川元・八橋	7 月14日	金	10時00分～15時00分	秋田市計量検査所

2 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、8 月14日から10月31日までとする。
3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第 39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
4 計量法第19条第 1 項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項に定めるものとする。
5 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般

社団法人秋田県計量協会とする。
秋田市告示第171号
秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。
平成29年 5 月29日
秋田市長 穂 積 志
1 売りさばき人の指定を受けた者

- 住所 秋田市新屋前野町 6 番 2 号
氏名 上 田 雅 志
2 売りさばき所の所在地
秋田市東通仲町 4 番 1 号
3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田アルヴェ店

教 委 告 示

秋田市教委告示第 8 号

平成29年 5 月15日午前11時40分秋田市役所 5 階 5 - A 会議室に
教育委員会臨時会を招集する。

平成29年 5 月13日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

職員の人事について承認を求める件

秋田市教委告示第 9 号

平成29年 5 月24日午後 3 時30分秋田市役所 5 階 5 - A 会議室に
教育委員会定例会を招集する。

平成29年 5 月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

農 委 告 示

秋田市農委告示第 5 号

平成29年 5 月17日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会
総会を招集する。

平成29年 5 月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（4 件）
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成29年度第 2 号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（1 件）

監 査 委 員 告 示

秋田市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定
に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名およ
び住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の
監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成29年 5 月31日

秋田市監査委員 藤 井 英 雄
秋田市監査委員 高 井 宏 司
秋田市監査委員 小 林 一 夫
秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
今 俊 輔

東京都杉並区阿佐谷北一丁目 8 番22号

近 芳 弘

東京都武蔵野市境四丁目15番12-321号 グランドメゾン武
蔵野

藤 卷 祐 輔

東京都中央区月島二丁目10番 1 -302号

井 下 晴 子

神奈川県川崎市中原区市ノ坪449番地 3 1612

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年 6 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第16号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法
（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示
する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一
般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成29年 5 月23日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
- 7 縦覧の期間

平成29年 5 月 8 日から同月22日まで（土曜日および日曜日を
除く午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）

秋田市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基
づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田
市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規
程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成29年 5 月26日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社マルタ商事	児玉 太志	秋田市茨島四丁目 6 番42号

- 2 指定年月日

平成29年 5 月22日

秋田市上下水道局告示第18号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 3 第

1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成29年 5 月26日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社マルタ商事	児玉 太志	秋田市茨島四丁目 6 番42号

2 指定年月日

平成29年 5 月22日

消 防 本 部 告 示

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 5 月15日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸
記

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	平成29年 7 月20日(木)および同月21日(金)

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 5 月15日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸
記

催しの開催場所	竿燈大通り周辺、秋田市役所駐車場および産業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり
催しの開催期間	平成29年 8 月 2 日(水) 前夜祭 平成29年 8 月 3 日(木)から同月 6 日(日)まで

秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 5 月15日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸
記

催しの開催場所	雄物川河川敷 (秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで)
催しの名称	第30回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	平成29年 8 月11日(金) ※ 延期した場合は、延期した日とする。

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成28年 9 月28日付け秋田市指令第4159号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成29年 5 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市將軍野東一丁目 2 番57号

有限会社加藤哲建築事務所

取締役 加藤 哲

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市保戸野八丁136番 1、136番 4 および136番33

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成29年 5 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成29年 5 月26日(金)午後 1 時から同年 6 月12日(月)午後11時まで

(2) 入札期間

平成29年 6 月19日(月)午後 1 時から同月21日(水)午後11時まで

(3) 開札

平成29年 6 月22日(木)午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成29年 6 月22日(木)午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成29年 6 月29日(木)午後 2 時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
- 14 その他
- (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
 - (4) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成29年 5 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンモール秋田
所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
平成29年 4 月30日
- (5) 変更理由
リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日

平成29年 5 月 9 日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
平成29年 5 月16日から同年 9 月16日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年 5 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
ア 大和リース株式会社
代表取締役 森田 俊作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
イ マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 佐々木 智佳子
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フレスポ土崎・マックスバリュ港北店
所在地 秋田県秋田市土崎港北七丁目161番2外
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前
マックスバリュ港北店
秋田県秋田市土崎港北七丁目161番2 外33筆
変更後
フレスポ土崎・マックスバリュ港北店
秋田県秋田市土崎港北七丁目161番2 外
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
(ア) マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
(イ) 合名会社 佐藤商店
代表取締役 佐藤 英治
秋田県北秋田市大町4番8号
(ウ) 株式会社ツルハ
代表取締役 鶴羽 樹
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
変更後
(ア) マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 佐々木 智佳子
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
(イ) 株式会社ツルハ
代表取締役 鶴羽 樹
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
(ウ) 株式会社やまや
代表取締役 山内 英靖
宮城県仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号
(エ) 株式会社ティーガイア
代表取締役 澁谷 年史
東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
(オ) 株式会社三愛社
代表取締役 佐々木 覚
秋田県秋田市保戸野千代田町2番45号

(4) 変更年月日

- ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成29年 2 月 7 日
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア マックスバリュ東北株式会社の代表者変更
平成28年 5 月31日
- イ 合名会社佐藤商店の小売業の廃止
平成17年11月 2 日
- ウ 株式会社やまやの新規参入
平成29年 4 月 6 日
- エ 株式会社ティーガイアの新規参入
平成29年 3 月24日
- オ 株式会社三愛社の新規参入
平成29年 2 月 7 日

(5) 変更理由

店舗の増改築による。

2 届出年月日

平成29年 5 月 8 日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成29年 5 月16日から同年 9 月16日まで（土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く。）

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第 1 項第 5 号の規定
による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則
（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公
告する。

平成29年 5 月18日

秋田市長 穂 積 志

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和54年 2 月 5 日	S 53-038	6.00	53.98	秋田市外旭川字三後田71番 1 の内、71番 7、71番 8、71 番10、71番11、71番12、71番13、72番 4 および72番 5	平成29年 5 月18日 第 1 号
2	昭和49年 9 月25日	S 49-049	6.00	53.72	秋田市八橋イサノ一丁目170番 1、170番 6、170番 7、 170番 8、171番 2、171番 6、171番 7 の内および171番 8	平成29年 5 月18日 第 2 号
3	昭和52年 6 月 2 日	S 52-007	6.00	53.88	秋田市八橋イサノ一丁目188番 3、188番 4、189番 3、 189番 4、190番 3、190番 4、190番 6 および190番 8	平成29年 5 月18日 第 3 号
4	昭和54年 2 月 5 日	S 53-044	6.00	35.80	秋田市八橋イサノ一丁目213番15、213番16、213番17、 213番18および214番 5	平成29年 5 月18日 第 4 号
5	昭和52年 8 月23日	S 52-016	4.00	53.80	秋田市八橋イサノ一丁目208番 1、208番 3、208番 4、 208番 5、208番 6、208番 8、208番10の内、208番12の 内、208番14の内、208番16の内および208番18	平成29年 5 月18日 第 5 号
6	昭和55年 10 月 6 日	S 55-028	4.00	53.10	秋田市八橋田五郎二丁目273番 1、273番 3、273番 5、 273番 7、273番 9、273番11、273番13、273番15、273番 17、273番19および273番21	平成29年 5 月18日 第 6 号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の
規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、
同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、
次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年 5 月23日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社アマノ
代表取締役 天野良喜
秋田県男鹿市船越字内子89
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパーセンターアマノ 御所野店
所在地 秋田県秋田市御所野堤台一丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗にお
いて小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役社長 天野 良孝
変更後 代表取締役 天野 良喜

(4) 変更年月日

平成29年 4 月25日

(5) 変更理由

建物設置者及び小売業を営む者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年 5 月 2 日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間 平成29年 5 月23日から同年 9 月23日まで（土曜
日、日曜日および国民の祝日を除く。）

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成29年 8 月27日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 5 月23日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

平成29年 6 月28日から同年 7 月11日まで

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

3 縦覧場所

秋田市手形字山崎44番地 3

秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成29年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年 5 月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

本庁舎 3 階 秋田市産業振興部農業農村振興課

選 管 公 告

秋市選管公告

平成28年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

平成29年 5 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

平成28年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成28年 6 月21日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5 丁目 1 - 19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	平成28年 7 月27日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 世論調査部長 窪田 知久
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町 1 - 7 - 1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第33投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	平成28年 8 月16日
申出者の氏名	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都渋谷区恵比寿 1 - 19 - 15
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第78投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	平成28年 8 月23日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6 - 16 - 12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第86投票区の選挙人名簿登録者

5

閲覧の年月日	平成28年 9 月 9 日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社 社長 福山 正喜
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋 1 - 7 - 1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第11、13、16、38、52、56、62、101投票区の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	平成28年 9 月28日
申出者の氏名	青森大学ソフトウェア情報学部 准教授 小久保 温

申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治・選挙に関する学術研究調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第 4、9、13、18、34、40、57、58、63、74、75、78、79、84、86投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	平成28年11月22日
申出者の氏名	朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区築地 5－3－2
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第64、88投票区の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	平成28年12月21日
申出者の氏名	秋田市議会議員 佐藤 純子
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第105～121投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	平成29年 1 月23日
申出者の氏名	秋田市議会議員 佐藤 純子
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第105、107、108、112投票区の選挙人名簿登録者

10

閲覧の年月日	平成29年 2 月14日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6－16－12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出

閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第 1 投票区の選挙人名簿登録者
-------------	---------------------

11

閲覧の年月日	平成29年 3 月17日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 世論調査部長 鳥山 忠志
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町 1－7－1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第55投票区の選挙人名簿登録者